

「住まい制度」 ガイドブック

～平成30年度版～



この「住まい制度」ガイドブックは、住まいに関する市の制度や支援メニューを中心にまとめた冊子です。広く市民の皆さまに活用され、あわせて住宅・住環境向上のお役に立てれば、幸いです。

茅ヶ崎市

このガイドブックは、平成29年4月1日現在で作成しています。
内容が変更されることがありますので、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

「住まい制度」ガイドブックについて

近年、少子・高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、住まいに関するニーズや悩みも多様化しています。

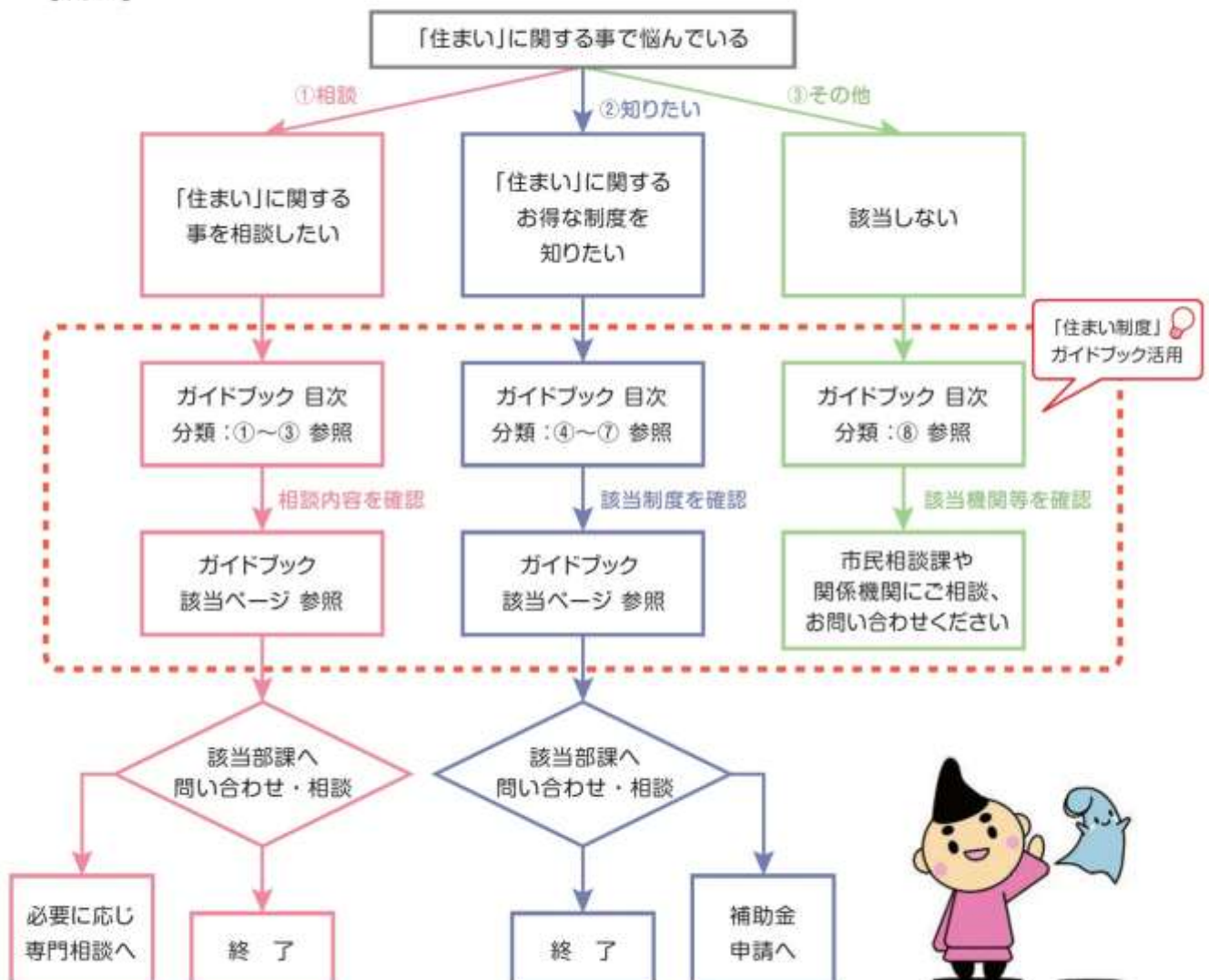
そこで、主な「住まい*」に関する“相談の担当先”や住まいに関する“市の制度”を中心にまとめました。

※「住まい」…建築物としての住宅と、そこで営まれる生活を含む概念。

■「住まい制度」ガイドブックの使い方■

「目次」より、知りたい情報の該当ページをご覧ください。

【流れ】



「住まい制度」について

このガイドブックでは、茅ヶ崎市民の皆さんが活用できる様々な「住まい制度」について以下の7つに分類して紹介しています。

1

住まい全般

○住まい全般の相談に関するもの。

2

住まい探し

○高齢者や低所得者等の住まい探しを支援するもの。

3

建築全般

○新築・改築等における建築全般の相談に関するもの。

4

住宅購入

○住宅購入に関する固定資産税の減税や給付金の交付等に関するもの。

5

環境配慮

○低炭素建築物認定による減税措置等、環境に配慮した住宅の整備に関するもの。
○水洗化への改造や合併処理浄化槽への転換を支援するもの。

6

生活弱者支援・ バリアフリー

○高齢者や障害者、介護保険被保険者等がバリアフリー対応の住宅に改修すること等を支援するもの。

7

耐震改修

○昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震建物の耐震改修を支援するもの。

8

その他 (参考資料)

○行政以外の住まいに関する相談等を実施している関係機関及び市内の「住まい制度」に関する主な相談先のご案内。



目次の見方

目次 CONTENTS

分類	名称	内容	頁
①住まい全般	住まいの周辺環境に関する相談	住まいや周辺の環境(雑草の繁茂、空き家など)に関する悩み相談に乗ります。	1

↑ 知りたい情報の分け

↑ 相談名称・補助制度の名前

↑ 主な相談内容・補助制度の内容

↑ 該当が

該当ページの見方

名称	←相談名称・補助制度の名前
担当部課	←対応を行っている担当課
●概要など ※相談受付内容や補助制度の内容について説明	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
↑対応を行っている担当課の問い合わせ先、詳細説明ホームページ先	

★制度によっては終了している場合があります。必ず担当部課へお問い合わせください。



目 次 C O N T E N T S

分類	名称	内容	頁
住まいについての相談	①住まい全般	住まいの周辺環境に関する相談	1
		住まいに関する相談	2
		住まいの相談窓口	3
		空き家活用等マッチング制度	4
		感震ブレーカー設置費補助金	5
	②住まい探し	高齢者円滑入居支援事業	6
		生活困窮者自立支援制度	7
		市営住宅に関する相談	8
		高齢者の施設・住まいの紹介	9
	③建築全般	建築なんでも相談	11
④住宅購入	住宅購入に対する各種税金と給付金に関する支援	住宅購入（新築・中古）の際の税金・給付金についてご案内します。	12
	新築住宅に対する固定資産税の減額制度	新築住宅の固定資産税を減額します。	13
	長期優良住宅の認定	長期優良住宅に認定されると税制の優遇が受けられます。	14
	長期優良住宅（固定資産税の減額制度）	長期優良住宅に認定されると固定資産税が減額されます。	15
	⑤環境配慮	低炭素建築物の認定	低炭素建築物に認定されると税制の優遇が受けられます。

分類	名称	内容	頁
住まいに役立つ制度の紹介	⑥環境配慮	生け垣の築造に関する助成制度	生け垣の築造費用を助成します。 17
		熱損失防止（省エネ）改修住宅に伴う固定資産税の減額制度	熱損失防止（省エネ）改修住宅の固定資産税を減額します。 18
		合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽への転換費用を補助します。 19
		水洗化奨励金制度	水洗化にあたって奨励金を交付します。 20
		水洗化等融資あっせん及び利子補給制度	水洗化への改造に必要な費用の融資をあっせんし、利子を補助します。 21
	⑥生活弱者支援・バリアフリー	住宅改修費（介護予防住宅改修費）の支給	介護保険被保険者の方の住宅改修費用を支給します。 22
		重度障害者住宅改修費助成【県】	重度障害者の方の住宅改修費用を助成します。 23
		住宅改修費助成（日常生活用具）	難病の方の住宅改修費用を助成します。 24
		障害者自立促進用具購入費助成	障害があり移動困難な方の自立促進用具の購入を助成します。 25
		高齢者等居住（バリアフリー）改修に伴う固定資産税の減額制度	高齢者等居住改修工事を行った方の固定資産税を減額します。 26
		家具転倒防止金具等取付支援事業	早急な避難が困難な世帯に家具転倒防止金具の取り付けを支援します。 27
	⑦耐震改修	木造住宅耐震診断事業補助金	旧耐震の木造住宅の耐震診断費用を補助します。 28
		木造住宅耐震補強事業補助金	旧耐震の木造住宅の耐震補強工事費用を補助します。 29
		耐震シェルター設置事業補助金	旧耐震住宅の耐震シェルター設置工事費用を補助します。 30
		分譲マンション耐震診断事業補助金	分譲マンションの耐震診断費用を補助します。 31
		避難路沿道建築物耐震診断事業補助金	避難路沿いの旧耐震建築物の耐震診断費用を補助します。 32
		耐震改修適合住宅に伴う固定資産税の減額制度	耐震改修適合住宅の固定資産税を減額します。 33
	⑧その他（参考資料）	関係機関のご案内	住まいに関する関係機関・庁内の窓口を掲載しています。 34

①住まい全般

名 称	住まいの周辺環境に関する相談		
担当部課	都市部 建築指導課 環境部 環境保全課	消防本部	予防課
<p>●概要など</p> <p>お住まいの周辺環境に関する悩みについて、担当課がお話をお伺いします。内容に応じて担当課が異なるため、ご注意ください。</p>			
相 談 名	相 談 内 容	対応課、場所	連 絡 先
雑草繁茂等相談	空き家・空き地の雑草が繁茂しているなど	環境部 環境保全課 (本庁舎 2階)	0467 (82)1111
火災相談	空き家などに燃えやすいものが放置されているなど	消防本部 予防課 (本庁舎 4階)	
建物相談	空き家などが傾いている、屋根が落ちそうなど	都市部 建築指導課 (本庁舎 3階)	
<p>※相談日時：月曜日から金曜日 9時から17時まで(休日・年末年始を除く)</p>			
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>			
<p>お問い合わせ 環境部 環境保全課 TEL : 0467-82-1111 (内線 1231,1232) FAX : 0467-57-8388 E-mail : kankyouhozen@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>			
<p>お問い合わせ 消防本部 予防課 TEL : 0467-82-1111 (内線 4123) FAX : 0467-85-3119 E-mail : fire_yobou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>			
<p>お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2326) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>			

①住まい全般

名 称	住まいに関する相談		
担当部課	市民安全部 市民相談課		
<p>●概要など</p> <p>不動産・登記・分譲マンション管理・建築紛争・土地建物などの法律問題・税金問題・消費者トラブル等について、市民の皆様の悩みや疑問について相談に応じています。</p> <p>※の相談は相談日の前日の午後5時までに（法律相談は午後3時までに）予約がない場合は相談を開設しないことがあります。</p> <p>ただし寒川町役場における司法書士相談を除きます。</p> <p>●相談日</p>			
相談名	相談内容	相談員	日時
法律相談※	相続、借地・家などの法律的な問題	弁護士	火・木曜日 10時～15時30分
税務相談※	相続・贈与・土地の売買などの税金問題	税理士	第1・第3水曜日 第4木曜日 13時～16時
司法書士相談※	不動産・商業登記、成年後見登記などの手続き	司法書士	第2火曜日 13時～16時
			寒川町役場第2金曜日 13時～16時
公証相談※	大切な契約・遺言等を公正証書として作成したいとき	公証人	第2月曜日 13時～16時
暮らしと事業の相談	相続・遺言等の書類に関すること、農地や墓地、事業の開始に必要な手続き	行政書士	第4月曜日 13時～16時
不動産相談※	相続・贈与、地代・家賃の更新など	不動産鑑定士、 宅地建物取引士	第1・第3金曜日 13時～16時
建築紛争相談	中高層建築に係る紛争の調整	建築紛争相談員	原則として、第3水曜日 11時～17時
分譲マンション管理相談※	管理組合の規約改正、修繕計画など	マンション管理士	第2金曜日 13時～16時
消費生活相談	悪質商法、事業者との契約や訪問販売等のトラブル	消費生活相談員	月～金曜日 9時30分～16時 寒川町消費生活相談室 月・木曜日 10時～16時 (受付は15時まで)
家計あんしん相談	家計や生活設計、住宅ローンなどの相談	ファイナンシャルプランナー	第1・第3木曜日 11時～11時50分 13時15分～ 16時05分
<p>※相談は全て『予約制』です。(消費生活相談は予約なしで相談を受けることができます。)</p> <p>※司法書士相談・消費生活相談は寒川町役場でもご相談いただけます。</p>			
詳細説明資料等・お問い合わせ先			
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kocho/soudan/1003931.html お問い合わせ 市民安全部 市民相談課 TEL : 0467-82-1111 (内線 1261～1266) FAX : 0467-85-0151 E-mail : shiminsoudan@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>			

① 住まい全般

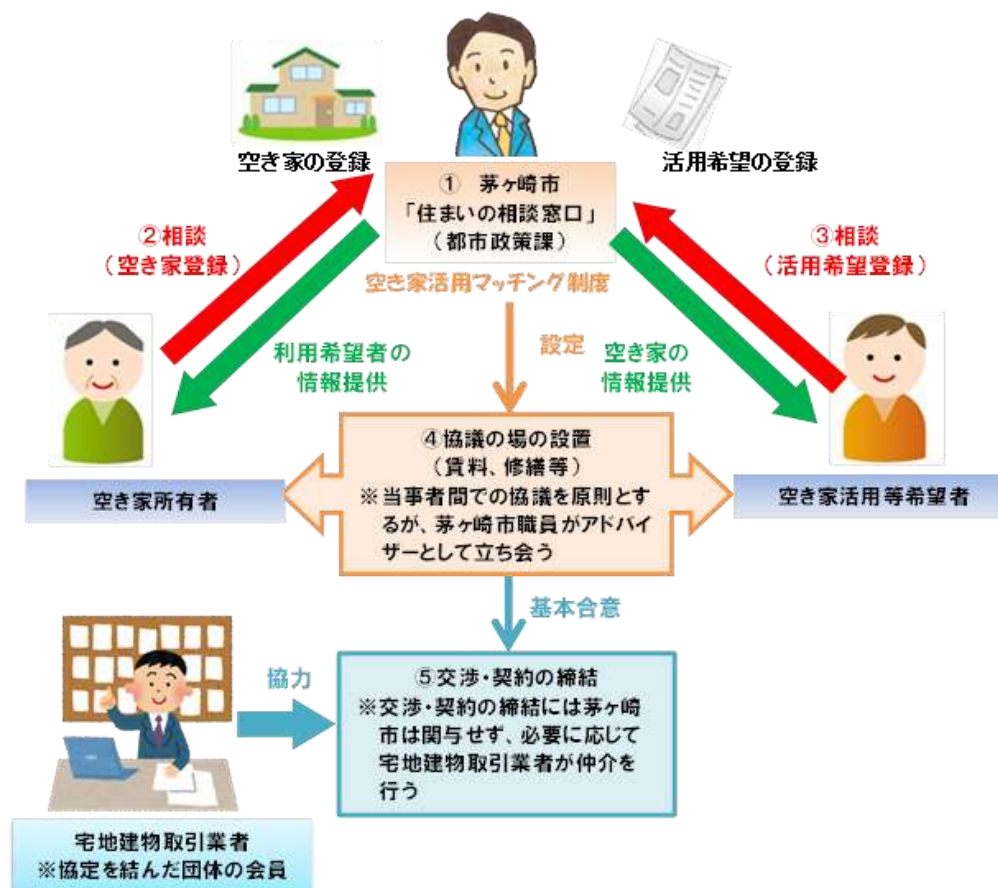
名 称	住まいの相談窓口																						
担当部課	都市部 都市政策課 住宅政策担当																						
<p>●概要 住まいに関する悩みを持つ方でどこに相談して良いか分からない方に対し、相談内容を整理し、市役所庁内の関係課または協定団体にお繋ぎいたします。</p> <p>●協定団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">協定団体名</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">相 談 内 容 (例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会</td> <td>・賃貸住宅を探しているが年齢を理由に断られた ・アパートに入居している高齢者の安否確認をしたい 等</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部</td> <td>・空き家、空き地を売却したい、アパート経営をしたい ・アパートの空室を減らしたい 等</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部</td> <td>・空き家、空き地を売却したい、アパート経営をしたい ・アパートの空室を減らしたい 等</td> </tr> <tr> <td>神奈川県弁護士会</td> <td>・相続、遺言、借地、借家、空き家成年後見などの相談 等</td> </tr> <tr> <td>神奈川県土地家屋調査士会</td> <td>・隣家と境界問題で揉めている ・道路の幅が狭く家を建てられないと言われた 等</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部</td> <td>・建て替え、耐震改修、リフォームの優良事業者を探している 等</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人茅ヶ崎市建設業協会</td> <td>・建て替え、耐震改修、リフォームの優良事業者を探している 等</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人家財整理相談窓口</td> <td>・相続した住宅の家財整理を行いたい 等</td> </tr> <tr> <td>神奈川県司法書士会</td> <td>・相続登記などの手続き、成年後見制度を利用したい、遺言書を作成したい 等</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター</td> <td>・空き家の管理について相談したい ・植木、草木の剪定をお願いしたい</td> </tr> </tbody> </table>		協定団体名	相 談 内 容 (例)	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会	・賃貸住宅を探しているが年齢を理由に断られた ・アパートに入居している高齢者の安否確認をしたい 等	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部	・空き家、空き地を売却したい、アパート経営をしたい ・アパートの空室を減らしたい 等	公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部	・空き家、空き地を売却したい、アパート経営をしたい ・アパートの空室を減らしたい 等	神奈川県弁護士会	・相続、遺言、借地、借家、空き家成年後見などの相談 等	神奈川県土地家屋調査士会	・隣家と境界問題で揉めている ・道路の幅が狭く家を建てられないと言われた 等	一般社団法人建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部	・建て替え、耐震改修、リフォームの優良事業者を探している 等	一般社団法人茅ヶ崎市建設業協会	・建て替え、耐震改修、リフォームの優良事業者を探している 等	一般社団法人家財整理相談窓口	・相続した住宅の家財整理を行いたい 等	神奈川県司法書士会	・相続登記などの手続き、成年後見制度を利用したい、遺言書を作成したい 等	公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	・空き家の管理について相談したい ・植木、草木の剪定をお願いしたい
協定団体名	相 談 内 容 (例)																						
公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会	・賃貸住宅を探しているが年齢を理由に断られた ・アパートに入居している高齢者の安否確認をしたい 等																						
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部	・空き家、空き地を売却したい、アパート経営をしたい ・アパートの空室を減らしたい 等																						
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部	・空き家、空き地を売却したい、アパート経営をしたい ・アパートの空室を減らしたい 等																						
神奈川県弁護士会	・相続、遺言、借地、借家、空き家成年後見などの相談 等																						
神奈川県土地家屋調査士会	・隣家と境界問題で揉めている ・道路の幅が狭く家を建てられないと言われた 等																						
一般社団法人建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部	・建て替え、耐震改修、リフォームの優良事業者を探している 等																						
一般社団法人茅ヶ崎市建設業協会	・建て替え、耐震改修、リフォームの優良事業者を探している 等																						
一般社団法人家財整理相談窓口	・相続した住宅の家財整理を行いたい 等																						
神奈川県司法書士会	・相続登記などの手続き、成年後見制度を利用したい、遺言書を作成したい 等																						
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	・空き家の管理について相談したい ・植木、草木の剪定をお願いしたい																						
<p>※住まいの相談窓口の利用については来庁、電話、メール、FAX 等でご相談下さい。</p>																							
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p> <p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1021593.html お問い合わせ 都市部 都市政策課 住宅政策担当 TEL : 0467-82-1111 (内線 2344) FAX : : 0467-57-8377 E-mail : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>																							

①住まい全般

名 称	空き家活用等マッチング制度
担当部課	都市部 都市政策課 住宅政策担当

●概要

「市場に流通していない空き家所有者」と「地域等の活性化を図りたいと考える空き家活用希望者（非営利団体）」をお繋ぎいたします。



※本制度は登録制となりますので、まずは都市政策課にご相談下さい。
 ※登録に当たり主な注意事項等はホームページでも確認できます。

詳細説明資料等・お問い合わせ先

茅ヶ崎市公式ウェブサイト

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1021649/index.html>

お問い合わせ 都市部 都市政策課 住宅政策担当

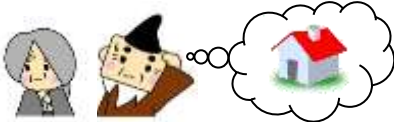
TEL : 0467-82-1111 (内線 2344) FAX : : 0467-57-8377

E-mail : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp


①住まい全般

名 称	感震ブレーカー設置費補助金
担当部課	都市部 都市政策課
<p>●概要 既存建築物への感震ブレーカー（簡易型及び分電盤型）設置等の費用に対して補助金を交付します。</p> <p>●対象者 まちぢから協議会（未設立の地区は、地区自治会連合会）。 ※個人申請ではありませんので、ご注意ください。 事前に補助金申請が必要です。</p> <p>●対象機器 (1) 簡易型 ①分電盤に接続させるもの ②一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨制度に基づき推奨するもの ※コンセント型は対象外 (2) 分電盤型 ①一般社団法人日本配線システム工業会における「感震機能付住宅用分電盤規格 JWDS0007 付 2」の認証を受けたもの</p> <p>●補助金額 感震ブレーカー設置費の補助金額は次のとおりです。100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。</p> <p>(1) 簡易型 本体価格（税抜き）の3分の2（上限3,000円）</p> <p>(2) 分電盤型 設置に要する費用（税抜き）の3分の2（上限50,000円）</p>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007927/1020921.html お問い合わせ 都市部 都市政策課 TEL : 0467-82-1111（内線 2344） FAX : 0467-57-8377 E-mail : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp	

②住まい探し

名 称	高齢者円滑入居支援事業
担当部課	福祉部 高齢福祉介護課
<p>●概要など</p> <p>民間賃貸住宅に居住し、建て替え等に伴い立ち退き要求を受け、住宅に困窮し、緊急にその確保が必要と認められる高齢者世帯に対し、また、障害者等であることを理由に入居を疎遠にされるケースに対し、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会発行の住まい探し便利帳等から協力店の紹介をします。</p> <p>なお、民間賃貸住宅を探している高齢者(60歳以上)の方を対象に、2ヶ月に1回「住まい探し相談会」を開催しており、一人で不動産店へ行くのが不安な方には、「住まい探しサポーター」というボランティアが、住まい探しの付き添いをすることも可能です。</p> <p>茅ヶ崎市内の民間賃貸住宅をお探しの方で、「いくつか不動産店を回ったが、年齢を理由に断られた…」 「市内の賃貸住宅を探したいけれど、一人で不動産店に行きづらく、どのように話してよいかわからない…」等のことでお困りの方は、ぜひご相談ください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>■高齢者の住まい探し相談会■</p>	
開催日	平成30年5月24日(木)、7月26日(木)、9月27日(木) 11月22日(木)、平成31年1月24日(木)、3月28日(木) いずれも13時30分より
会 場	茅ヶ崎市社会福祉協議会(茅ヶ崎市新栄町13番44号)
内 容	高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の紹介(要予約)
対 象	市内在住の高齢者(60歳以上)
申込み	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会へ電話して下さい ☎045-664-6896 ※申込みは各開催日前日まで受け付けます。(各回先着5組)
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/1004144/index.html お問い合わせ 福祉部 高齢福祉介護課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2123) FAX : : 0467-82-1435 E-mail : koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

②住まい探し

名 称	生活困窮者自立支援制度
担当部課	福祉部 生活支援課
<p>●概要など</p> <p>生活や仕事などでお困りの方に対して専門の自立相談支援員がお話をうかがい、一人一人の状況に応じて相談や就労を含めた支援を行います。</p> <p>仕事や病気、借金などでお困りの方の相談窓口です。専門の自立相談支援員と一緒に考え、自立へのプランを作成し、支援を行っていきます。</p> <p>一人で悩まずご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・相談は無料です・ご予約は不要です。お電話、ファクス等での相談もお受けしています。（出張相談も承ります。）・ご相談内容についての秘密は厳守いたします。 <p>●相談受付日時</p> <ul style="list-style-type: none">・平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで <p>●場所</p> <ul style="list-style-type: none">・市役所分庁舎 2 階 生活支援課 窓口 	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fukushi_seikatu/seikatsuhogo/1012464.html</p> <p>お問い合わせ 福祉部 生活支援課 TEL : 0467-82-1111 (内線 3235, 3236) FAX : 0467-82-5157 E-mail : seikatsu@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

②住まい探し

名 称	市営住宅に関する相談
担当部課	建設部 建築課
<p>●概要など</p> <p>市営住宅は、所得が低く、住宅に困っている方のために整備された住宅です。そのため、市営住宅は民間の賃貸住宅とは異なり、入居について公営住宅法、茅ヶ崎市営住宅条例などによって収入基準をはじめ様々な規定が設けられています。</p> <p>申込みには、収入基準や入居資格などいろいろな資格要件が必要なため、毎年秋頃の入居者募集の際に配布している「市営住宅入居者募集のしおり」をよくお読みになった上でお申込みください。</p> <p>こういった住宅なのかを知りたいという方や入居を検討されている方は、建築課までお問い合わせください。</p> <p>●相談など</p> <p>相談については随時実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。</p> <div data-bbox="1070 1373 1310 1592" data-label="Image">A cartoon illustration of a person wearing a pink shirt and a black pointed hat, holding a broom. To their right is another broom with a blue cloth draped over its head. The person has a friendly expression.</div>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sumai/1006850.html お問い合わせ 建設部 建築課 TEL : 0467-82-1111 (内線 1343, 1344) FAX : 0467-89-2916 E-mail : kenchiku@city.chigasaki.kanagawa.jp	

②住まい探し

名 称	高齢者の施設・住まいの紹介
担当部課	福祉部 高齢福祉介護課
<p>高齢者の施設や住まいについて概要をご紹介します。 詳しくは、「高齢者のガイド（右図）※」をご覧ください。 ※高齢福祉介護課窓口及び各公共施設で配布しています。</p> <p>●施設の概要 「高齢者のガイド」▶</p> <p>①シルバーハウジング 高齢者向けのバリアフリー設備を施した市営住宅です。</p> <p>②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 日常生活全般の介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者の方が入所します。介護保険で要介護3～5と認定された方が対象です。</p> <p>③介護老人保健施設 病状が安定している方に対し、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。介護保険で要介護1～5と認定された方が対象です。</p> <p>④介護医療院 医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。介護保険で要介護1～5と認定された方が対象です。</p> <p>⑤介護療養型医療施設 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための、医療機関の病床です。介護保険で要介護1～5と認定された方が対象です。（平成36年3月31日までに廃止）</p> <p>⑥軽費老人ホーム（ケアハウス） 60歳以上（夫婦の場合は、どちらか一方が60歳以上）で、身の回りのことは自分で対処することができるが、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、身寄りのない方または、家庭の事情等によって家族との同居が困難な方が入所する施設です。</p> <p>⑦認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症の高齢者の方が、5人から9人を1ユニットとして、家庭的な環境の中で介護スタッフとともに共同生活を送りながら、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けます。</p> <p>⑧有料老人ホーム 主に民間の企業によって運営されている高齢者の方の居住施設です。</p> <p>⑨サービス付き高齢者向け住宅 一定の基準を満たして県に登録された高齢者のためのバリアフリー構造の賃貸住宅で、安否確認サービスや生活相談サービスなど様々な高齢者向けサービスが受けられます。</p>	



詳細説明資料等・お問い合わせ先

茅ヶ崎市公式ウェブサイト（高齢者のガイド）

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/1013408.html>

お問い合わせ 福祉部 高齢福祉介護課

TEL : 0467-82-1111（内線 2123） FAX : 0467-82-1435

E-mail : koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp


③建築全般

名 称	建築なんでも相談														
担当部課	都市部 建築指導課														
<p>●概要 茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市耐震改修推進協議会」と連携し、無料で耐震やリフォーム、欠陥住宅など建築に関する相談会を実施しています。お気軽にお越しのうえ、ご相談ください。</p> <p>●内容</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">開催日</td> <td>月1回程度土曜日か日曜日に実施 (毎回異なりますのでお問い合わせください)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">会 場</td> <td>市内各公民館、コミュニティセンター等 (毎回異なりますのでお問い合わせください)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">費 用</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">持ち物</td> <td>建築確認申請の副本又は間取り図</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">主 催</td> <td>茅ヶ崎市耐震改修推進協議会</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">申し込み</td> <td>電話、ファクス等で事前にお申し込みください。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">相談員</td> <td>(1)茅ヶ崎市木造住宅耐震診断士 (神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎・寒川支部所属) (2)茅ヶ崎市建築指導課職員</td> </tr> </table> <p>●茅ヶ崎市耐震改修推進協議会について（愛称：茅ヶ崎たいあっぷ95推進協議会） 茅ヶ崎市では、建築物の耐震化を促進するため、官（行政）・産（事業者）・民（市民）の協働で推進協議会を立ち上げています。 建築物の耐震化促進について、安全、安心なまちづくりの確保を目的に官・産・民それぞれの立場から活動しています。</p>		開催日	月1回程度土曜日か日曜日に実施 (毎回異なりますのでお問い合わせください)	会 場	市内各公民館、コミュニティセンター等 (毎回異なりますのでお問い合わせください)	費 用	無料	持ち物	建築確認申請の副本又は間取り図	主 催	茅ヶ崎市耐震改修推進協議会	申し込み	電話、ファクス等で事前にお申し込みください。	相談員	(1)茅ヶ崎市木造住宅耐震診断士 (神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎・寒川支部所属) (2)茅ヶ崎市建築指導課職員
開催日	月1回程度土曜日か日曜日に実施 (毎回異なりますのでお問い合わせください)														
会 場	市内各公民館、コミュニティセンター等 (毎回異なりますのでお問い合わせください)														
費 用	無料														
持ち物	建築確認申請の副本又は間取り図														
主 催	茅ヶ崎市耐震改修推進協議会														
申し込み	電話、ファクス等で事前にお申し込みください。														
相談員	(1)茅ヶ崎市木造住宅耐震診断士 (神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎・寒川支部所属) (2)茅ヶ崎市建築指導課職員														
詳細説明資料等・お問い合わせ先															
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/index.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111（内線 2327, 2328） FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>															


④住宅購入

名 称	住宅購入に対する各種税金と給付金に関する支援
担当部課	—
<p>●概要 新築または中古の住宅を取得するとかかる税金があります。また、所得税控除や給付金が支払われる制度もあります。</p> <p>1. 不動産取得税（県税） 土地や家屋などの不動産の取得時に、県が課税する税金です。 ◎お問い合わせ先…神奈川県藤沢県税事務所（神奈川県藤沢合同庁舎内） 0466-26-2111（代表）</p> <p>2. 住宅借入金等特別控除（国税） 住宅ローン等を利用して住宅の取得や増改築をした場合、一定の要件に該当すると所得税の控除を受けることができます。 詳しくは、藤沢税務署にお問い合わせください。 ◎お問い合わせ先…藤沢税務署 0466-22-2141（代表）</p> <p>3. すまい給付金 自らが居住する住宅の取得に際し、引上げ後の消費税率が適用される方に給付金が支払われる制度です。 新築住宅、中古住宅も対象になります。 ただし、収入や住宅の品質や耐震性などの指定の検査を受けるなどの条件があります。 詳しくは、すまい給付金事務局にお問い合わせください。 ◎お問い合わせ先…すまい給付金事務局 0570-064-186</p>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>【神奈川県公式ウェブサイト】 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f520239/p13774.html</p> <p>【国税庁ウェブサイト】 https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1213.htm</p> <p>【国土交通省すまい給付金ウェブサイト】 http://sumai-kyufu.jp/</p>	

④住宅購入

名 称	新築住宅に対する固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課
<p>●概要</p> <p>次の床面積要件に該当する新築住宅は、その居住部分について一定の期間、固定資産税が2分の1に減額されます。（都市計画税は減額の対象にはなりません。）</p> <p>●床面積要件</p> <ol style="list-style-type: none">1. 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること。2. 居住部分の床面積が1戸につき50平方メートル（戸建以外の貸家住宅については、40平方メートル）以上280平方メートル以下であること。 <p>（注）ただし、居住部分の床面積が120平方メートル以上280平方メートル以下である場合は、120平方メートル相当分が減額の対象となります。</p> <p>●減額期間</p> <ul style="list-style-type: none">・一般住宅：新築後3年度分・3階建以上の中高層耐火住宅等：新築後5年度分 <div data-bbox="1002 1375 1310 1592"></div>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003735.html お問い合わせ 財務部 資産税課 TEL：0467-82-1111（内線2261～2263） FAX：0467-82-1164 E-mail：shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

④住宅購入

名 称	長期優良住宅の認定
担当部課	都市部 建築指導課
<p>●概要 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）として、</p> <ol style="list-style-type: none">① 長期に使用するための構造躯体の劣化対策／耐震性／維持管理・更新の容易性／省エネルギー性等② 居住環境等への配慮 建築協定／景観計画 等③ 住戸面積④ 維持保全の期間・方法 等 <p>これらの基準等に適合し、認定を受けた住宅について税の特例措置があります。</p> <p>●対象者 ・上記の基準を満たす住宅をこれから新築・増改築しようとする方</p> <p>●税の特例措置 ・所得税（ローン減税） ・登録免許税 ・不動産取得税 ・固定資産税 等</p> <p>※詳細な税の特例措置は、下記のHPを参照してください。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000022.html (国土交通省)</p> 	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008182/1008212.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2326) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

④住宅購入

名 称	長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課
<p>●概要 新築された住宅のうち、一定の基準を満たす長期優良住宅の認定を受けた家屋については、固定資産税が2分の1に減額されます。(都市計画税は減額の対象にはなりません。) (注) 認定事務は建築指導課で行っています。</p> <p>●要件 (いずれにも該当)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成32年3月31日までの間に新築された住宅で、劣化対策、耐震性、可変性等の住宅性能が一定の基準を満たすものとして認定を受けた住宅2. 居住部分の床面積が1戸につき50平方メートル(戸建以外の貸家住宅については、40平方メートル)以上280平方メートル以下3. 併用住宅については、居住部分の床面積が全体の2分の1以上 (注) 居住部分の床面積が120平方メートル以上280平方メートル以下である場合は、120平方メートル相当分が減額の対象となります。 <p>●減額期間</p> <ul style="list-style-type: none">・一般住宅：新築後5年度分・3階建以上の中高層耐火住宅等：新築後7年度分 <p>●申告に伴う必要書類</p> <ol style="list-style-type: none">1. 長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書2. 認定通知書(写し) <p>●申告方法 長期優良住宅に対する固定資産税の減額対象の家屋については、長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書及び認定通知書(写し)を資産税課まで提出してください。</p> <p>●申告期限 建築した次の年の1月31日まで</p>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003736.html お問い合わせ 財務部 資産税課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2261~2263) FAX : 0467-82-1164 E-mail : shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑤環境配慮

名 称	低炭素建築物の認定
担当部課	都市部 建築指導課
<p>●概要</p> <p>二酸化炭素の排出の抑制するための措置が講じられた建築物（低炭素建築物）として、</p> <ol style="list-style-type: none">①エネルギーの使用の効率性その他の性能が、省エネ法の判断基準を超える誘導基準に適合②低炭素化基本方針③資金計画が適切 <p>これらの基準等に適合し、認定を受けた建築物について税等の特例措置があります。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・市街化区域等内において上記の基準を満たして、新築、増築、改築、修繕若しくは模様替えをしようとする方、又は建築物への空気調和設備等の設置、改修をしようとする方 <p>●税等の特例措置</p> <p>認定のメリットは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none">・税制の優遇措置が適用(所得税、登録免許税)・低炭素化に資する措置（蓄電池、蓄熱槽の設置など）をとることにより通常の建築物の床面積を超える場合、当該建築物の延べ面積の20分の1を限度として容積率への不算入 <p>※詳細な税の特例措置は、下記のHPを参照してください。 http://www.mlit.go.jp/common/001089281.pdf(国土交通省)</p>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1012789/1012793.html</p> <p>お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2326) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑤環境配慮

名 称	生け垣の築造に関する助成制度
担当部課	都市部 景観みどり課
<p>●概要</p> <p>安全で緑豊かなまちづくりのため、生け垣の築造に対する工事費の一部を助成する制度です。</p> <p>～～生け垣の築造～～</p> <p>●要件</p> <p>①常緑樹で樹高60cm以上 ②1mにつき3本を植込む ③連続植込みが2m以上 ④フェンスを併設する場合は透過率は、70%以上</p> <p>※1 建築基準法の道路面（道路の幅が4m満たない場合は、道路後退後に助成対象になります。）に面していることが前提となります。</p> <p>※2 既存ブロック等が道路面から高さ1mを超える場合は撤去費も対象です。（ただし生け垣の築造を行う場合のみ対象。）</p> <p>●助成金の額</p> <p>★道路面の場合…工事標準額又は築造工事費の 70%（いずれか低い額） ★隣地面の場合…工事標準額の又は築造工事費の35%（いずれか低い額） ※限度額は150万円</p>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008122.html お問い合わせ 都市部 景観みどり課 TEL：0467-82-1111（内線 2333,2334） FAX：0467-53-8377 E-mail：keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑤ 環境配慮

名 称	熱損失防止（省エネ）改修住宅に伴う固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課
<p>●概要</p> <p>熱損失防止（省エネ）改修工事を行った住宅の固定資産税が3分の1減額されます。（高齢者等居住改修特例と併用できます。）改修工事により、認定長期優良住宅となったものは3分の2減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了時期：平成20年4月1日から平成32年3月31日まで ・減額期間：翌年のみ ・対象面積：120平方メートルまで <p>●要件（いずれにも該当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成20年1月1日以前に建築された住宅で、平成20年4月1日から平成32年3月31日までに熱損失防止改修工事を施工した住宅（貸家住宅と新築住宅特例・長期優良住宅特例・耐震改修適合住宅特例の対象となっている住宅は除く） 2. 次の工事で、補助金などを除く1戸あたりの自己負担金が50万円を超えること（外気などと接するものの工事に限る） <ol style="list-style-type: none"> （1）窓の改修工事（必須事項） （2）床の断熱改修工事 （3）天井の断熱改修工事 （4）壁の断熱改修工事 3. 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下 4. 居宅部分が全体の床面積の2分の1以上 <p>●申告に伴う必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）に関する固定資産税減額申告書 2. 納税義務者の住民票（写し）、もしくはマイナンバーカード 3. その部位の改修により、現行の省エネ基準が新たに適合する住宅であることの証明書（建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関が証明書を発行） 4. 熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し 5. 長期優良住宅認定通知書（写し）（改修により認定長期優良住宅となったもののみ） <p>●申告期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了から3か月以内 	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003737.html お問い合わせ 財務部 資産税課 TEL：0467-82-1111（内線2261～2263） FAX：0467-82-1164 E-mail：shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑤環境配慮

名 称	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
担当部課	下水道河川部 下水道河川建設課
<p>●概要</p> <p>公共下水道事業計画区域外の地域における既設単独処理浄化槽・汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換設置に補助金を交付します。</p> <p>●対象となる合併処理浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽 ・BOD（生物化学的酸素要求量）除去率 90%以上、放流水の BOD が 1 リットルあたり 20 ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け厚生省通知衛浄第 34 号）に適合するものである浄化槽 <p>●対象となる地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域 <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出をした人 ・補助対象地域内において専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物に 5 人槽から 10 人槽までの合併処理浄化槽を設置する人 ・販売の目的で建築物を建築する者以外の人 ・4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに合併処理浄化槽の設置を完了できる人 <p>●補助金額</p> <p>合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額で、次に定める額を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 人槽の補助金額：332,000 円 ・6 から 7 人槽の補助金額：414,000 円 ・8 から 10 人槽の補助金額：548,000 円 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; color: red; text-align: center;"> <p>申請が予算額満額に達した場合は、年度途中であっても補助を終了する場合があります。</p> </div>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p> <p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/1006782/1006810.html お問い合わせ 下水道河川部 下水道河川建設課 TEL：0467-82-1111（内線 1381） FAX：0467-89-2916 E-mail：gesuikensetsu@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑤環境配慮

名 称	水洗化奨励金制度
担当部課	下水道河川部 下水道河川総務課
<p>●概要</p> <p>公共下水道処理区域として告示後3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽の機能を停止して、それぞれ公共下水道に接続を行う者に対して、水洗化等奨励金を交付します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内に所在する建築物の所有者若しくは使用者（改造について所有者の同意を得た場合に限る。） ・所有権に基づく共同住宅でその住宅の管理組合を組織している団体の代表者で居住の用に供する家屋において改造を行う者 <p>※以下のいずれかに該当する者は、奨励金交付の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事について、茅ヶ崎市水洗化等資金融資あっせん及び利子補給に関する規則に基づき資金の借入れをしている者 ・法人 ・市税、公共下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を完納していない者 ・所有権に基づく共同住宅でその住宅の管理組合を組織していない者 ・正当な理由がなく、公共下水道処理区域として告示後3年以内に改造をしなかった者 <p>●補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り口1個又はし尿浄化槽1基につき 20,000 円とします。（ただし、所有権に基づく住居1戸につき 20,000 円とする。） 	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/1006784.html お問い合わせ 下水道河川部 下水道河川総務課 TEL：0467-82-1111（内線 1365） FAX：0467-89-2916 E-mail：gesuisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	



⑤環境配慮

名 称	水洗化等資金融資あっせん及び利子補給制度
担当部課	下水道河川部 下水道河川総務課
<p>●概要など</p> <p>改造資金を必要とする市民に対して、既設の便所を水洗式に改造等を行うために必要な資金の貸付をあっせん、利子相当額の補給金を交付します。</p> <p>●対象者</p> <p>以下のすべてに該当する個人に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内に所在する建築物の所有者又は使用者（改造について所有者の同意を得た場合に限る。） ・市内に住所を有し、独立の生計を営む者 ・水洗化等資金を一時に支出することが困難であり、かつ返済能力があると認められること ・市税、公共下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を完納している者。 ・返済能力があると認められる連帯保証人が得られること <p>●補助金額</p> <p>改造に要する費用として市長が認定する額とし、10,000円単位とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん限度額は、くみ取り口1個又はし尿浄化槽1基につき300,000円、対象者1人につき1,000,000円とする。 <p>※ただし、認定額が100,000円未満の場合は、あっせんを行いません。</p> <p>●償還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36箇月均等償還 	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/1006784.html お問い合わせ 下水道河川部 下水道河川総務課 TEL：0467-82-1111（内線 1365） FAX：0467-89-2916 E-mail：gesuisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑥生活弱者支援・バリアフリー

名 称	住宅改修費（介護予防住宅改修費）の支給
担当部課	福祉部 高齢福祉介護課
<p>●概要など</p> <p>介護保険の給付サービスの対象となる工事で、手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの小規模な工事、その他各工事に付帯して必要となる工事に対して費用を支給します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定を受けた茅ヶ崎市の介護保険被保険者の方。 <p>※介護保険の給付サービスを利用するためには、要介護・要支援の認定が必要です。</p> <p>●支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用の上限は20万円。そのうち利用者負担は1割または2割（平成30年8月から1～3割） <p>※改修工事前に市高齢福祉介護課へ事前申請が必要です。</p> <div data-bbox="1002 1294 1321 1630" data-label="Image"> </div>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/riyosyafutan/1004189.html お問い合わせ 福祉部 高齢福祉介護課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2132) FAX : 0467-82-1435 E-mail : koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑥生活弱者支援・バリアフリー

名 称	重度障害者住宅改修費助成（県）
担当部課	福祉部 障害福祉課
<p>●概要</p> <p>浴室、便所、台所、手すりの取り付け、床段差の解消、廊下等の改修（アプローチ部分の舗装を含む。）に対して助成します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の方、知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下の方。 <p>●助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・80万円を限度として、一人一回に限ります。また、所得に応じて自己負担が発生します。 <p>※改修または購入後のご相談は受けられませんので、必ず事前に障害福祉課に相談してください。</p> <p>※新築、増築、老朽化を理由とする改修の場合はこの制度の適用はありません。</p> <div data-bbox="252 1406 683 1697" style="text-align: center;"> </div>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html お問い合わせ 福祉部 障害福祉課 TEL：0467-82-1111（内線 3213～3216） FAX：0467-82-5157 E-mail：shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑥生活弱者支援・バリアフリー

名 称	住宅改修費助成（日常生活用具）
担当部課	福祉部 障害福祉課
<p>●概要</p> <p>手すりの取付け、床段差の解消等、引き戸等への取替え、洋式便器等への便器の取替え工事（特殊便器への取替えは、上肢機能障害を有する方で 1、2 級に該当する方のみ）、工事に付帯して必要となる住宅改修費用に対して助成します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方であって、障害等級 3 級以上の方、障害者総合支援法施行令第 1 条に規定する特殊の疾病に該当する難病等の方。 <p>※難病等の方につきましては、現在の身体状態を確認できる医師の診断書が必要となります。</p> <p>※介護保険対象者は、助成の対象になりません。</p> <p>●助成金</p> <p>20 万円を限度として 1 人 1 回に限ります。自己負担額は 1 割となります。</p> <p>※改修または購入後のご相談は受けられませんので、必ず事前に障害福祉課に相談してください。</p> <p>※新築、増築、老朽化を理由とする改修の場合はこの制度の適用はありません。</p>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html お問い合わせ 福祉部 障害福祉課 TEL : 0467-82-1111（内線 3213~3216） FAX : 0467-82-5157 E-mail : shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

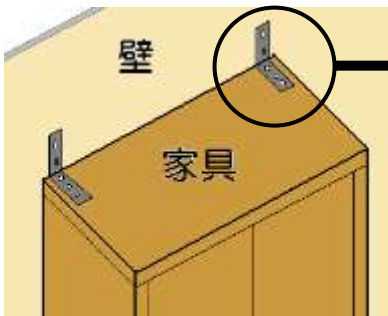

⑥生活弱者支援・バリアフリー

名 称	障害者自立促進用具購入費助成
担当部課	福祉部 障害福祉課
<p>●概要など</p> <p>①天井走行式移動リフトの設置 ②環境制御装置</p> <p>●対象者</p> <p>①18歳以上65歳未満の下肢または体幹機能障害1・2級の方で移動困難な方。 ②18歳以上で四肢体幹機能障害1・2級の方。</p> <p>●助成金</p> <p>①については100万円、②については60万円を限度として1人1回に限ります。また、対象者の世帯の所得に応じて自己負担が発生します。</p> <p>※改修または購入後のご相談は受けられませんので、必ず事前に障害福祉課に相談してください。</p> <p>※新築、増築、老朽化を理由とする改修の場合はこの制度の適用はありません。</p> <div data-bbox="922 1429 1326 1688" data-label="Image"> <p>A cartoon illustration showing a caregiver in a pink uniform and black cap standing next to a bed. An elderly person with grey hair is sitting up in the bed, and a blue ghost-like figure is floating nearby.</p> </div>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html お問い合わせ 福祉部 障害福祉課 TEL : 0467-82-1111 (内線 3213~3216) FAX : 0467-82-5157 E-mail : shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑥生活弱者支援・バリアフリー

名 称	高齢者等居住(バリアフリー)改修に伴う固定資産税の減額制度								
担当部課	財務部 資産税課								
<p>●概要</p> <p>高齢者等居住改修工事を行った住宅の固定資産税が3分の1減額されます。(熱損失防止改修住宅特例と併用できます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了時期：平成19年4月1日から平成32年3月31日まで ・減額期間：翌年のみ ・対象面積：100平方メートルまで <p>●要件(いずれにも該当)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新築された日から10年以上を経過した住宅で、平成19年4月1日から平成32年3月31日までに高齢者等居住改修工事を施工した住宅(貸家住宅と新築住宅特例・長期優良住宅特例・耐震改修適合住宅特例の対象となっている住宅は除く) 2. 次のいずれかの人が居住 <ol style="list-style-type: none"> (1) 65歳以上の人(工事完了の年に65歳になる人を含む) (2) 介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている人 (3) 障害のある人 3. 次の工事で、補助金などを除く1戸当たりの自己負担金が50万円を超えること <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 通路の拡幅</td> <td style="width: 50%;">(5) 手すりの取り付け</td> </tr> <tr> <td>(2) 階段のこう配の緩和</td> <td>(6) 床の段差解消</td> </tr> <tr> <td>(3) 浴室の改良</td> <td>(7) 戸の改修</td> </tr> <tr> <td>(4) 便所の改良</td> <td>(8) 床表面の滑り止め</td> </tr> </table> 4. 居住部分が全体の床面積の2分の1以上 5. 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下 <p>●申告に伴う必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅に関する固定資産税減額申告書 2. 納税義務者の住民票(写し)、もしくはマイナンバーカード 3. 建築士、登録住宅性能評価機関などの工事内容を示す証明(工事明細書と写真などの関係書類でも可) 4. 高齢者等居住改修工事に要した費用の領収書の写し 5. 補助金交付決定通知書などの写し 6. 65歳以上の人(写し) 7. 介護保険被保険者証または障害者手帳の写し <p>●申告期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了から3か月以内 		(1) 通路の拡幅	(5) 手すりの取り付け	(2) 階段のこう配の緩和	(6) 床の段差解消	(3) 浴室の改良	(7) 戸の改修	(4) 便所の改良	(8) 床表面の滑り止め
(1) 通路の拡幅	(5) 手すりの取り付け								
(2) 階段のこう配の緩和	(6) 床の段差解消								
(3) 浴室の改良	(7) 戸の改修								
(4) 便所の改良	(8) 床表面の滑り止め								
詳細説明資料等・お問い合わせ先									
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト</p> <p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003737.html</p> <p>お問い合わせ 財務部 資産税課</p> <p>TEL : 0467-82-1111 (内線 2261~2263) FAX : 0467-82-1164</p> <p>E-mail : shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>									

⑥生活弱者支援・バリアフリー

名 称	家具転倒防止金具等取付支援事業
担当部課	都市部 建築指導課
<p>●概要 地震時に早急な避難が困難な世帯を対象に、寝室や居間などの家具に、転倒防止金具を金具代等の実費のみで取りつけます。 <u>(取りつけは、市が派遣したボランティアが行います。)</u></p> <p>●対象者 下記のいずれかに該当する世帯が支援の対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 高齢者（65 歳以上）がいる世帯 (2) 障がい者がいる世帯 (3) 12 歳以下の子どもがいる世帯</p> </div> <p>●費用 取り付けに係る費用は無料です。 但し、金具代は申請者の自己負担となります。 (金具代は、家具 1 台あたり L 字金具 2 個で 1,000 円程度です。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="311 1370 880 1684" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="900 1496 1326 1693" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>取付け依頼ベスト3</p> <p>1位 食器棚 2位 タンス 3位 冷蔵庫</p>  </div> </div>	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008197.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2327, 2328) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

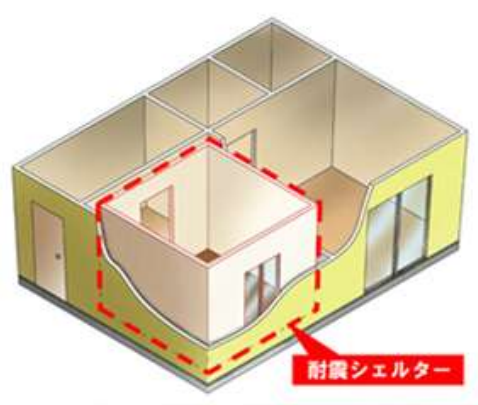
⑦耐震改修

名 称	木造住宅耐震診断事業補助金														
担当部課	都市部 建築指導課														
<p>●概要</p> <p>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に補助金を交付します。</p> <p>●対象者</p> <p>以下の全てに該当するものに限り、事前に補助金申請が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2)一戸建ての住宅（二世帯住宅を含む）、または店舗兼用住宅 (住宅部分2分の1以上)</p> <p>(3)市に登録された耐震診断士が行う耐震診断事業</p> <p>(4)昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物</p> <p>(5)地階を除く階数が3以下で、在来軸組構法、伝統的構法 または 枠組壁構法（ツーバイフォー構法）によるもの</p> </div> <p>●補助金額</p> <p>耐震診断の補助金額は次のとおりです。 なお、耐震診断費用は建物一棟あたり99,000円（税別）の一律金額になります。事前に補助金申請が必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">補助対象者</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">補助金額</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">自己負担額</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">耐震診断費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者（65歳以上）のひとり暮らし、または高齢者のみで構成されている世帯で、世帯全員の市民税が非課税の世帯</td> <td style="text-align: center;">99,000円</td> <td style="text-align: center;">0円 +税 7,920円</td> <td style="text-align: center;">99,000円 +税 7,920円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の方</td> <td style="text-align: center;">73,000円</td> <td style="text-align: center;">26,000円 +税 7,920円</td> <td style="text-align: center;">99,000円 +税 7,920円</td> </tr> </tbody> </table>				補助対象者	補助金額	自己負担額	耐震診断費用	高齢者（65歳以上）のひとり暮らし、または高齢者のみで構成されている世帯で、世帯全員の市民税が非課税の世帯	99,000円	0円 +税 7,920円	99,000円 +税 7,920円	上記以外の方	73,000円	26,000円 +税 7,920円	99,000円 +税 7,920円
補助対象者	補助金額	自己負担額	耐震診断費用												
高齢者（65歳以上）のひとり暮らし、または高齢者のみで構成されている世帯で、世帯全員の市民税が非課税の世帯	99,000円	0円 +税 7,920円	99,000円 +税 7,920円												
上記以外の方	73,000円	26,000円 +税 7,920円	99,000円 +税 7,920円												
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p> <p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111（内線 2327, 2328） FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>															


⑦耐震改修

名 称	木造住宅耐震補強事業補助金										
担当部課	都市部 建築指導課										
<p>●概要</p> <p>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震補強に補助金を交付します。</p> <p>●対象者</p> <p>以下の全てに該当するものに限ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)補助金を利用し耐震診断が終わった建物の内、上部構造評点が 1.0 未満であるもの</p> <p>(2)耐震診断士により設計された耐震補強工事であり、工事後の上部構造評点が 1.0 以上であるもの</p> <p>(3)耐震診断士により工事監理される耐震補強工事であるもの市に登録された耐震診断士が行う耐震診断事業</p> </div> <p>●補助金額</p> <p>耐震補強工事の補助金額は下記のとおりです。事前に補助金申請が必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補助対象者</th> <th style="width: 33%;">補助金額</th> <th style="width: 33%;">補助の最大金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金を利用し耐震診断を行った結果、上部構造評点が 1.0 未満の方</td> <td>耐震補強工事にかかる費用(税別)の 1/2</td> <td>500,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の内、高齢者(65 歳以上)世帯等</td> <td>上記に 20 万円を加えた額</td> <td>700,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			補助対象者	補助金額	補助の最大金額	補助金を利用し耐震診断を行った結果、上部構造評点が 1.0 未満の方	耐震補強工事にかかる費用(税別)の 1/2	500,000 円	上記の内、高齢者(65 歳以上)世帯等	上記に 20 万円を加えた額	700,000 円
補助対象者	補助金額	補助の最大金額									
補助金を利用し耐震診断を行った結果、上部構造評点が 1.0 未満の方	耐震補強工事にかかる費用(税別)の 1/2	500,000 円									
上記の内、高齢者(65 歳以上)世帯等	上記に 20 万円を加えた額	700,000 円									
詳細説明資料等・お問い合わせ先											
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2327, 2328) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>											

⑦耐震改修

名 称	耐震シェルター設置事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課
<p>●概要</p> <p>昭和56年5月31日以前に建築された住宅への耐震シェルター設置工事（一部屋耐震補強）に対して補助金を交付します。</p> <p>●対象者</p> <p>以下の全てに該当するものに限り、事前に補助金申請が必要です。</p> <div data-bbox="255 828 1356 1064" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>(1)市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供する旧耐震基準の住宅に継続して居住していること</p><p>(2)耐震診断により倒壊の危険性があると診断されていること</p></div> <p>●補助金額</p> <p>設置に要した費用の2分の1以内かつ上限25万円です。</p> <div data-bbox="829 1299 1308 1702" style="text-align: right;"></div>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008195.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2327, 2328) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑦耐震改修

名 称	分譲マンション耐震診断事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課
<p>●概要</p> <p>昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの耐震診断に補助金を交付します。</p> <p>●補助金利用の条件</p> <p>以下の全てに該当するものが対象となります。事前に補助金申請が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)市内に存するものであること。 (2)住宅部分のうち専有部分の床面積の合計が、延べ面積の過半であること。 (3)住戸の総数の過半を区分所有者の居住の用に供するものであること。 (4)昭和56年5月31日以前に建築され、又は建築の工事に着手されたものであること。 (5)地階を除く階数が3以上であること。 (6)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。 (7)管理組合の集会において、耐震診断を実施することの決議がされていること。</p> </div> <p>●補助金額</p> <p>以下の(1)と(2)を比較して、いずれか少ない額が補助額となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額 (2)に区分所有者が居住する住戸の数×30,000円を乗じて得た額</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>	
詳細説明資料等・お問い合わせ先	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008196.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 TEL : 0467-82-1111 (内線 2327, 2328) FAX : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

⑦耐震改修

名 称	避難路沿道建築物耐震診断事業補助金									
担当部課	都市部 建築指導課 建築安全担当									
<p>●概要 地震で家が倒壊すると、家屋のがれきで避難路を塞ぐ可能性があります。震災時の被害を最小化し、早期復旧を図るためには道路の確保が必要です。そのためには、沿道の耐震化を進め建物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要となります。</p> <p>茅ヶ崎市では、倒壊時に道路の通行を妨げるおそれのある旧耐震建築物の耐震診断費補助を行っています。</p> <p>●対象者 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された、茅ヶ崎市耐震改修促進計画で定める「地震時に通行を確保すべき道路」沿いの、耐震改修促進法第14条第3号に規定する「通行障害建築物」の所有者（複数の者が共同所有する場合は、所有者全員の承諾が必要になります）。事前に補助金申請が必要です。</p> <p>●補助金額 耐震診断に要した費用（下表の合計）の額に2/3を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）と限度額（2百万円）の、いずれか低い額となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">面積区分</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積 1,000 m²までの部分</td> <td style="text-align: center;">3,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>床面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²の部分</td> <td style="text-align: center;">1,540 円/m²</td> </tr> <tr> <td>床面積 2,000 m²を超える部分</td> <td style="text-align: center;">1,030 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※諸条件はお問い合わせください。</p>			面積区分	基準額	床面積 1,000 m ² までの部分	3,600 円/m ²	床面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² の部分	1,540 円/m ²	床面積 2,000 m ² を超える部分	1,030 円/m ²
面積区分	基準額									
床面積 1,000 m ² までの部分	3,600 円/m ²									
床面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² の部分	1,540 円/m ²									
床面積 2,000 m ² を超える部分	1,030 円/m ²									
詳細説明資料等・お問い合わせ先										
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html お問い合わせ 都市部 建築指導課 建築安全担当 TEL : 0467-82-1111（内線 2513） FAX : : 0467-57-8377 E-mail : kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>										

⑦耐震改修

名 称	耐震改修適合住宅に伴う固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課
<p>●概要</p> <p>耐震改修適合住宅工事を行った住宅の固定資産税が2分の1減額されます。改修工事により、認定長期優良住宅となったものは3分の2減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了時期：平成25年1月1日から平成32年3月31日まで 減額期間：翌年のみ ・対象面積：120平方メートルまで <p>●要件（いずれにも該当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成25年1月1日から平成32年3月31日までに耐震基準に基づく耐震改修適合住宅工事を施工した住宅 2. 1戸当たりの耐震改修工事費が50万円を超えること <p>●申告に伴う必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 耐震改修適合住宅に関する固定資産税減額申告書 2. 改修により、現行の耐震基準に適合した住宅であることの証明書（市長・建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関が証明書を発行） 3. 耐震改修適合住宅工事に要した費用の領収書の写し 4. 長期優良住宅認定通知書（写し）（改修により認定長期優良住宅となったもののみ） <p>●申告期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了から3か月以内 	
<p>詳細説明資料等・お問い合わせ先</p>	
<p>茅ヶ崎市公式ウェブサイト http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003737.html お問い合わせ 財務部 資産税課 TEL：0467-82-1111（内線2261～3） FAX：0467-82-1164 E-mail：shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp</p>	

【参考資料】

◆関係機関のご案内

■住宅全般に関すること	
団体名	(公社) かながわ住まいまちづくり協会
住 所	横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階
TEL	045-664-6896
URL	http://www.machikyo.or.jp/
概 要	住まいに関する各種情報提供や住まい探し相談会の開催、リフォームやマンション管理に関する各種相談事業を実施している。

■建築技術に関すること (新築・増築・リフォーム・耐震等)	
団体名	(一社) 神奈川県建築士事務所協会 茅ヶ崎・寒川支部
住 所	茅ヶ崎市共恵 1-11-11 (株)湘南ツール工房内
TEL	0467-87-5225
URL	http://www.j-kana.or.jp/chigasakisamukawa/
概 要	建築主、その他の関係者から建築士事務所が行った建築設計・工事監理に関する苦情相談業務及び苦情処理業務を行う目的で、相談窓口を開設し、受け付け業務を行っている。
団体名	(一社) 茅ヶ崎建設業協会
住 所	茅ヶ崎市矢畑 995
TEL	0467-86-6202
URL	http://e-kensetsu.jp/chi-ken-kyo/
概 要	一般建築・土木、バリアフリー、住宅耐震等に関する相談を行っている。
団体名	(公社) 日本建築家協会 関東甲信越支部 神奈川地域会
住 所	横浜市中区南仲通 4-43 馬車道大津ビル 201
TEL	045-663-2745
URL	http://www.jia-kanto.org/kanagawa/
概 要	住まいづくりの進め方・選び方、建築家への依頼方法、注文住宅と建売住宅の違い、在来工法とプレハブ工法の比較、工務店や設計者とのトラブル、マンションの修繕などにあたり、無料相談を実施している。

■マンション管理に関すること	
団体名	(一社)神奈川県マンション管理士会
住 所	横浜市中区翁町 1-5-14 新見翁ビル 3 階
TEL	045-662-5471
URL	http://www.kanagawa-mankan.or.jp/
概 要	マンション管理組合のさまざまなニーズに応えることを目的として、マンション管理士による相談会の開催、市主催の相談会へのマンション管理士の派遣を行っている(茅ヶ崎市でも実施)。
団体名	NPO 法人 湘南マンション管理組合ネットワーク
住 所	藤沢市藤沢 577 番地 寿ビル 301
TEL	0466-50-4661
URL	http://syokan-net.jimdo.com/
概 要	管理組合のバックアップを目的に、マンションの運営管理、建物・設備の維持保全などの相談をはじめ様々な情報交換、各種セミナー・勉強会を開催している。

■不動産取引に関すること	
団体名	(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部
住 所	藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館ミナパーク 4 階
TEL	0466-25-4043
URL	http://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiiki/a-22.html
概 要	本部(横浜市)の不動産中央無料相談所でさまざまな不動産取引相談に応じているほか、市の行政相談室に相談員を派遣している(茅ヶ崎市でも実施)。
団体名	(公社) 全日本不動産協会 神奈川県本部 湘南支部
住 所	藤沢市朝日町 5-7 藤沢市建設会館 3 階
TEL	0466-28-1445
URL	http://kanagawa.zennichi.or.jp/shounan/
概 要	消費者セミナーや講演会を開催するとともに、神奈川県本部では消費者向け無料相談会も実施している。
団体名	(一社) 神奈川県不動産鑑定士協会
住 所	横浜市中区相生町 1-3 モアグランド関内ビル 6 階
TEL	045-661-0280
URL	http://kfkk.or.jp/
概 要	不動産に関するメール・電話での無料相談を実施するとともに、県内で不動産無料相談会を開催している。
団体名	(公社) 日本賃貸住宅管理協会
住 所	東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 17 階
TEL	03-6265-1555
URL	http://www.jpm.jp/
概 要	賃貸住宅の入居者、家主(所有者)、管理会社に対して、書面での無料相談を実施している。
団体名	(一社) 移住・住みかえ支援機構
住 所	東京都千代田区平河町 1-7-20 平河町辻田ビル 5F
TEL	03-5211-0757
URL	http://www.jt-i.jp/
概 要	住宅資産を活用し、良質な住宅を提供することを目的に、「マイホーム借上げ制度」運用している。住み替えに関する情報提供の他、県内の協賛事業者 18 社で「マイホーム借上げ制度」の問い合わせを受け付けている。
団体名	あんしん賃貸協力店(神奈川県安心賃貸支援事業)
住 所	-
TEL	-
URL	http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/
概 要	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯の向けの民間賃貸住宅を登録して、紹介している。
団体名	UR 藤沢営業センター(独立行政法人都市再生機構)
住 所	神奈川県藤沢市南藤沢 22-1 神中第 2 ビル 6 階
TEL	0466-50-0061
URL	http://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/kanagawa/
概 要	神奈川エリアのUR賃貸住宅を全物件を紹介している。

■法律・相続に関すること	
団体名	神奈川県司法書士会
住 所	横浜市中区吉浜町1番地
TEL	045-641-1372
URL	http://www.shiho.or.jp/
概 要	不動産の登記や相続等に関して、有料・無料の相談会を開催実施している。相談会は司法書士会館で随時受け付けているほか、県・市での司法書士による相談や電話による相談も受け付けている。
団体名	神奈川県司法書士会調停センター
住 所	横浜市中区吉浜町1番地 神奈川県司法書士会館内
TEL	045-641-1553
URL	http://www.shiho.or.jp/k_support/
概 要	裁判によらないで紛争を解決する手続(裁判外紛争解決手続)として、法的トラブル解決サービス「かいけつサポート」を提供している。
団体名	神奈川県弁護士会
住 所	横浜市中区日本大通9番地
TEL	045-211-7707
URL	http://www.kanaben.or.jp/
概 要	県内8箇所の法律相談センターにおいて、各種法律相談を受け付けている。
団体名	(公社)神奈川県社会福祉会
住 所	横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館3階
TEL	045-317-2045
URL	http://www.kacsw.or.jp/
概 要	成年後見制度に関する電話相談・出張相談・面接相談を実施している。
団体名	かながわ成年後見推進センター
住 所	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階
TEL	045-312-5788
URL	http://www.knsyk.jp/c/seinenkouken/769bf277b7dc83c818e75dfbb275b744
概 要	成年後見制度の説明・情報提供、申立て手続きの進め方、親族等の後見人の相談、市町村行政窓口や地域相談機関からの相談に応じている。
団体名	東京地方税理士会 藤沢支部
住 所	藤沢市藤沢576 林ビル3-A
TEL	0466-26-3887
URL	http://zeirishikai-fujisawa.jp/
概 要	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に事務所を有する税理士の団体で、相続税に関する無料相談会を開催している。

■融資・税金に関すること	
団体名	(一社) 高齢者住宅財団
住 所	東京都中央区八丁堀 2-20-9 京橋第八長岡ビル 4 階
TEL	03-3206-6437
URL	http://www.koujuuzai.or.jp/
概 要	60 歳以上の高齢者向けに家賃・リフォーム融資・マンション建替え等の融資の債務保証を行っている。

【参考資料】

◆市内の住まいに関する主なご案内

2018年度市民便利帳「ちがさき生活ガイド」より
住まいに関する部分を抜粋しました。



防犯・防災

■土のうの配布（建設総務課）

大雨などによる初期段階の浸水防止手段として「土のう」を配布しています。土の入っていない袋のみの配布も可能です。台風や大雨の予報が出た際にはできる限り早めの対応を心がけましょう。

必要な方は、車などで市役所へ取りに来てください。配布後の土のうの管理及び処分はみなさんご自身にお願いしています。

■防犯灯（安全対策課）

防犯灯の故障などを発見した場合は、事業者の「コールセンター」へ連絡してください。受付時間は、平日の8時～21時、それ以外の時間は留守番電話対応となります。ご連絡の際には、電柱などに設置された防犯灯管理プレートに記載されている管理番号をお伝えください。

「コールセンター」連絡先（茅ヶ崎東光電気株式会社内）

電話：0467-40-6255

ファクス：0467-53-0708

メール：harada@c-toko.co.jp



防犯灯管理プレート

ごみ

■家庭用生ごみ処理機・生ごみ処理容器の助成（資源循環課）

ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機および生ごみ処理容器の購入を助成しています。

◎家庭用生ごみ処理機（手動式・電動式）

購入日から1年以内に資源循環課へ申請してください。

・1世帯につき1台まで（前回の申請から5年が経過した場合は、再度補助が受けられます。）

・購入金額の3分の1を補助

（上限2万5000円。ただし、100円未満端数切捨て）

必要書類はお問い合わせください。

◎家庭用生ごみ処理容器

資源循環課、小出支所、各出張所、各公民館でお申し込みください。申し込み月の翌月中旬以降にご自宅までお届けします。

容器の種類	バケツ式	地下式 (2個1セット)	地上式		
	19型	30型	D70型	130型	190型
大きさ	縦・横 28cm 高さ 41.5cm	直径 30cm 高さ 50cm	縦・横 45cm 高さ 69cm	直径 60cm 高さ 66cm	直径 72cm 高さ 71cm
負担金	1000円	3000円	2000円		

・1世帯につき2個まで（地下式は1セットまで）

■安心まごころ収集制度（環境事業センター ☎57-0200）

ごみや資源物を集積場所まで持ち出すことが難しい世帯を対象に、戸別収集を行っています。また、収集の際に声掛けや顔合わせによる安否確認も行います。

◎対象 次のいずれかに該当する市内在住の方で、本人や家族などの同居者では集積場所にごみや資源物を持ち出すことが難しく、かつ地域や親類など身近な方の協力が得られない方

・肢体不自由で身体障害者手帳1～2級の方

・65歳以上で要介護2～5の方

・そのほか、同等の状態にあると市長が認める方

※いずれも在宅していること

◎申し込み 障害者世帯…障害福祉課、高齢者世帯…高齢福祉介護課

下水道

■水洗トイレで快適な生活を（下水道河川総務課）

くみ取り便所や浄化槽から公共下水道に接続する工事（改造工事）には、次の制度を設けています。

①奨励金制度

公共下水道処理区域として告示後3年以内に改造工事をしていただいた方に奨励金を交付します。

②融資あっせん制度

本市指定の金融機関から工事費の融資が受けられるようにあっせんします。（審査あり）

※詳細は、本ガイドブック20、21ページをご覧ください。

■トイレや流しなどがつまったときは（下水道河川管理・下水道河川総務課）

トイレや流しなどの水が流れないのは、管のつまりが原因と考えられます。お問い合わせの前に次のことを確認してください。

① マンション・アパートの場合、管理会社もしくは管理者に連絡をして相談してください。

② 個人住宅の場合、敷地内にある汚水の最後のます（公共下水道汚水ます）を探してください。

次に、公共下水道汚水ますを開けて、水が溜まっているか確認してください。

◎水が溜まっていた場合 公共下水道本管や取付管（公共下水道本管へ接続している管）のつまりが考えられますので、下水道河川管理課へご連絡ください。

◎水が溜まっていなかった場合 敷地内の排水設備のつまりが考えられます。ここでのつまりは、個人での対応となりますので、茅ヶ崎市の排水設備指定工事店等にご相談のうえ対応をお願いします。

お問い合わせは下水道河川総務課へ。

■私道への公共下水道（汚水）の敷設（下水道河川建設課）

一定の要件を満たしている私道に、公共下水道（汚水）を敷設します。

- ◎要件
- ①道路の形態をしていて日常的に使われている
 - ②建築基準法上の道路などである
 - ③分筆登記されている
 - ④私道沿いに、所有者が異なり、公道に面していない建築物（住居）が2棟以上ある
 - ⑤処理区域内に位置している
 - ⑥私道所有者全員の承諾を得ている

※上記は主な要件です。

詳細な要件や手続きは下水道河川建設課までご相談ください。

し尿(浄化槽)くみ取り

■浄化槽の維持管理（環境保全課）

浄化槽の維持管理は使用者に義務づけられています。

■清掃（浄化槽汚泥のくみ取り）

◎実施回数

年1回（全ばっ気方式は6か月に1回）。

1年6か月以上清掃していない場合は割増料金あり

◎申込み 環境保全課

※保守点検、法定検査について不明な点がございましたら当課へお問い合わせください。

■合併浄化槽への転換設置補助（下水道河川建設課）

公共用水域の水質汚濁や生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業認可区域外の地域で単独浄化槽またはくみ取り式便槽等から合併処理浄化槽へ切り換えをされる方に補助をしています。

※詳細は、本ガイドブック19ページをご覧ください。

緑化事業

■生け垣の築造助成制度（景観みどり課）

生け垣を築造する場合は、工事費の一部を助成します。

※詳細は、本ガイドブック17ページをご覧ください。

■グリーンバンク制度（公園緑地課）

引越しや家の建て替えなどで不要となった庭木などを引き取り、堤樹木センターで公開し、ご希望の方に引き渡しています。樹木は市ホームページでも確認できます。

◎堤樹木センター 茅ヶ崎市堤411

住宅・土地・道路

■木造住宅耐震診断事業補助金（建築指導課）

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に補助金を交付します。

※詳細は、本ガイドブック28ページをご覧ください。

■木造住宅耐震補強事業補助金（建築指導課）

前記の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された木造住宅を耐震補強する際に補助金を交付します。

※詳細は、本ガイドブック29ページをご覧ください。

■耐震シェルター設置事業補助金（建築指導課）

耐震シェルターを設置することで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保することができます。

※詳細は、本ガイドブック30ページをご覧ください。

■家具転倒防止金具等取付支援事業（建築指導課）

地震における負傷の原因の多くは家具の転倒によるものです。発生時に早急な避難が困難な方がいる世帯を対象に、家具転倒防止金具などの取り付けを支援します。

※詳細は、本ガイドブック27ページをご覧ください。

■狭あい道路の整備（セットバック）（道路管理課）

狭い道路の整備を進めるため、幅4m未満の道路に面した家屋の新築・増改築をする場合、道路の後退（セットバック）が必要になります。後退した部分は市で買い取るか、市への寄付をお願いしています。

ブロック塀や生け垣などの補償や自主的な後退にご協力いただける方の相談も受け付けています。

■道路の穴あきなどを見つけたときは…（道路管理課）

道路の破損や側溝のつまりなど、お気付きの点がありましたらご連絡ください。補修や清掃などを行います。

住宅・土地・道路

■市の道路・水路との境界確認（建設総務課）

市の道路・水路に接した土地には、境界標が埋設されています。家屋の新築・改築、塀の新築・改修工事をする際には、境界標をしっかりと確認し、亡失や移動させないように注意して、工事をするようお願いいたします。なお、境界標が確認できない場合は、建設総務課までご相談ください。

■市の道路・水路の払下げ・交換（建設総務課）

私有地に隣接もしくは宅地の中に取り込まれている道路や水路で現況が機能していないものについて、不要な財産の有効活用の視点から市では積極的に売却を進めています。取得を希望される方は、建設総務課までご相談ください。

■市営住宅（建築課）

市営住宅への入居を希望する人は、募集の時期など建築課へお問い合わせください。

※詳細は、本ガイドブック8ページをご覧ください。

衛生

■スズメバチの巣の駆除（保健所衛生課）

ハチの中でも毒性が強く、生命に危険を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣に限り、駆除をしています（無料）。お困りの際はご連絡ください。

そのほかのハチの巣は、市では駆除していません。

ご自身で巣の駆除をする場合、アシナガバチなどは市販の殺虫剤で比較的簡単に駆除できますが、作業には十分注意してください。

なお、巣の場所が判明しない場合は対応できません。

各種相談

■市民相談課での相談（市民相談課）

市民相談課では、次の相談を受けています。

◎法律、税務など

◎建築紛争

◎消費生活に関することなど

※詳細は、本ガイドブック2ページをご覧ください。

その他

■自治会への加入（市民自治推進課）

自治会は、地域に根ざして住民自治やコミュニケーションを図り、さまざまな地域課題を解決するための主体となっており、それぞれの地域で住みよいまちづくりを目指し、環境美化、防災、防犯、交流、親睦をはじめとする地域活動には欠かせない組織です。ぜひ自治会への加入をお願いします。

■自治会に加入するには

市民自治推進課（☎82-1111）までご連絡ください。

お住まいの地域の自治会を紹介します。

高齢者のためのサービス

■高齢者の住まい探し相談会（高齢福祉介護課）

市では市内在住の高齢者（60歳以上）を対象に、公益社団法人かながわ住まい・まちづくり協会に委託し、「住まい探し相談会」を開催しています。

◎内 容 高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅に登録されている住宅の紹介。高齢者に付き添い、不動産屋と一緒に説明を聞いたり、後日同行したりする住まい探しの支援です。

◎日 時 原則奇数月の第4木曜日 13時30分～

◎申し込み 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会へ電話して下さい。

☎045-664-6896

※申込みは各開催日前日まで受け付けます。（各回先着5組）

※詳細は、本ガイドブック6ページをご覧ください。

税金

■固定資産税・都市計画税（資産税課）

毎年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）の所有者がその資産がある市町村に納める税金です。

都市計画税は、目的税として都市計画事業（道路、公園、下水道などの整備）や土地区画整理事業に充てるため、市街化区域内の土地・家屋を対象として、その所有者が固定資産税と併せて納める税金です。

■新築住宅・長期優良住宅に対する減額（資産税課）

一定の要件に該当する新築住宅は、一定の期間、居住部分の固定資産税が1/2に減額されます（都市計画税は減額の対象にはなりません）。

※詳細は、本ガイドブック13・15ページをご覧ください。

■高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度（資産税課）

バリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が申告により1/3減額になります。

※詳細は、本ガイドブック26ページをご覧ください。

■住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度（資産税課）

耐震改修工事を行った住宅の固定資産税が申告により1/2減額になります。

※詳細は、本ガイドブック33ページをご覧ください。

■住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額制度（資産税課）

熱損失防止（省エネ）改修工事を行った住宅の固定資産税が申告により1/3減額になります。

※詳細は、本ガイドブック18ページをご覧ください。

「住まい制度」ガイドブック

平成30年(2018年)6月発行



発行	茅ヶ崎市
編集	都市部 都市政策課
〒253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目一番一号
電話	0467-82-1111 (代表)
FAX	0467-57-8377
ホームページ	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/
携帯サイト	http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/wa.jp/

携帯サイト
QRコード



「住まい制度」ガイドブック

